大阪府条例第　　　号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

　職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （育児休業をすることができない職員）第二条　（略）　一―三　（略）四　（略）イ　（略）（1）　（略）（2）　その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）（第二条の四に規定する場合に該当する場合にあっては、二歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員（3）　（略）ロ・ハ　（略）（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）第二条の三　（略）一　（略）二　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第十五条第三号の規定による特別休暇その他人事委員会規則で定める特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）三　（略）（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）第二条の四　育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。一　当該子について、当該非常勤職員が当該　子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合　二　当該子の一歳六か月到達日後の期間に　　　ついて育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合第二条の五　（略）（再度の育児休業をすることができる特別の事情）第三条　（略）一―六　（略）七　第二条の三第三号に掲げる場合又は第二条の四に規定する場合に該当すること。八　（略）（委任）第二十三条　第六条（第十八条において準用する場合を含む。）、第八条、第二十条及び第二十一条に定めるもののほか、これらの規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める。 | （育児休業をすることができない職員）第二条　（略）　一―三　（略）四　（略）イ　（略）（1）　（略）（2）　その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員（3）　（略）ロ・ハ　（略）（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）第二条の三　（略）一　（略）二　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第十五条第三号の規定による特別休暇その他人事委員会規則で定める特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）三　（略）第二条の四　（略）（再度の育児休業をすることができる特別の事情）第三条　（略）一―六　（略）七　第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること。八　（略）（委任）第二十三条　第六条（第十八条において準用する場合を含む。）、第八条、第二十条及び第二十一条の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める。 |
|  |  |

附　則

　この条例は、公布の日から施行する。